

第1日

平成27年2月24日（火）

午前10時零分開会

○議長（手嶋源五君） 皆さん、おはようございます。

これより平成27年第1回朝倉市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は20名で会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会にもお諮りいたしました結果、お手元に配付いたしております会期日程表のとおり、本日から3月19日までの24日間にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月19日までの24日間と決定いたしました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

3番堀尾俊浩議員

4番今福勝義議員

を指名いたします。

次に、施政方針について市長より説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田俊介君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成27年第1回朝倉市議会定例会を招集いたしましたところ、皆様方には御多忙の中にお繰り合わせ御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本議会は、市政運営の基本となる平成27年度の当初予算を初め、多くの重要な案件について御審議をお願いするものであります。したがって、その冒頭で私の平成27年度における市政運営に対する所信の一端を申し述べ、議員各位を初め、市民の皆様への御理解と御協力をお願い申し上げる次第であります。

ことは世界経済が緩やかな回復を持続する見通しであり、景気の持ち直しが続くと思われておりますが、ヨーロッパや中国など、海外経済の変調など懸念されるところであります。

昨年からの国内の景気動向は緩やかな回復基調が続いたものの、国内総生産は2期連続のマイナス成長となりました。本年10月に予定されていた消費税率引き上げが延期になり、大企業を中心に円安による国内への回帰や施設投資の増加など、企業業績の改善が進んでいることを背景に、雇用、所得環境の向上が望まれるところであります。

国では直面する地方創生と人口減少問題の克服に取り組むため、昨年11月に地方創生に

関する法案が成立、12月末にはまち・ひと・しごと創生総合戦略が閣議決定されました。朝倉市としても市の活性化と人口減少対策に向け、国、県の総合戦略や基本目標との関係をしっかりと整理し、地方人口ビジョン及び地方版総合戦略の策定など、将来にわたっての持続可能な地域の創出を目指し、より一層の創意工夫と横断的な連携の中で今まで以上に積極的に取り組んでいく必要があります。

平成27年度の市政運営につきましては、親と子と孫と一緒に暮らせる日本一のふるさと朝倉づくりを推進していくため、災害に強いまちづくり、安心して暮らせるまちづくり、環境を大切にするまちづくり、産業の盛んなまちづくり、快適で住みよいまちづくり及び市民サービスの向上と健全財政のまちづくりの6つの柱を重点施策として積極的かつ果敢に取り組んでまいります。

特に多くの財源を要する事業につきましては、財源の有効活用を考慮し、なお一層、スピード感を持って、継続的で計画的な取り組みを行ってまいります。

庁舎整備につきましては、庁舎整備検討市民会議や議員の皆様の意見等を踏まえ、新築建てかえか改修かの基本構想を検討してまいります。

また、朝農跡地の整備推進につきましては、校舎棟の解体工事を行うとともに、長い間、関係機関と協議、検討を重ねてまいりました総合的体育施設の基本設計を行います。農林業団体の誘導エリアにつきましても、事業者との協調により積極的に推進してまいります。

以下、重点施策の体系ごとに述べてまいります。

第1に、災害に強いまちづくりです。

まず、市の防災対策の基本となる地域防災計画の見直しを行います。近年の大規模災害や災害対策基本法の一部改正などにより、福岡県地域防災計画が大幅に改定されました。理念を統一し、関係機関と緊密に連携しながら、自助、共助、公助の適切な役割分担に基づく防災協働の実現を目指してまいります。

引き続き避難所環境の向上、県の備蓄計画に沿った事業者等との協定の締結、自主防災組織の育成や地域見守り体制の支援を行ってまいります。

自主防災マップにつきましては、各コミュニティの協力により、平成26年度で全地区の策定が終了しましたが、新たに土砂災害等の指定区域などを含めた防災マップの更新を行ってまいります。

そのほか、原鶴地域の浸水対策や桂川内水排除対策、急傾斜地崩壊対策、土砂災害対策の推進、民間特殊建築物の耐震診断経費や工事費の補助等を行うとともに、新たに崖地近接等危険住宅移転の補助にも取り組んでまいります。

また、老朽危険空き家対策の推進とともに、空き家等対策に関する国の特別措置法に基づく計画書の策定や情報の収集、税制上の措置に取り組んでまいります。

消防団員の確保につきましては、各分団ともに年々厳しい状況にありますが、引き続き組織の見直し、消防団車両の更新や装備の充実など、各分団との協議、検討を行い、協調

して改善を図ってまいります。

第2に、安心して暮らせるまちづくりです。

市民が安心して暮らせる生活環境をつくっていくことは、将来のまちづくりの基本となります。安心して子供を育てる環境づくりが大切です。人口の自然減や少子化への対応として、平成27年度においても中学生への入院費やインフルエンザ予防接種の助成、学童保育所の充実による保育環境の改善など、中長期的な施策に引き続き取り組んでまいります。

地域で元気に暮らし続けられるような環境づくりとして、働く世代女性のがん検診を初め、健康健診の受診率の向上を図るとともに、特定健診未受診者の受診を促す取り組みなど、健康で生きがいを持てる環境づくり、健康づくりを推進してまいります。

また、新たに性と体の健康づくりやいじめ防止対策の体制にも取り組んでまいります。

そのほか、甘木公園整備の園内路を活用したスロージョギング大会の実施と普及を行ってまいります。身近なところで市民みずからが楽しみながら生活習慣病の対策を行っていくことで、医療費の伸びの抑制を図ってまいります。

高齢者ができる限り住みなれた地域で自立した日常生活ができるための支援として、地域包括支援センターの再編、地域包括見守り支援システムの構築等を行ってまいります。

また、平成26年度中に準備してきました介護予防ポイント制度につきましては、平成27年度から取り組みを開始し、元気な高齢者の生きがいづくりを推進してまいります。

低所得者福祉について、生活保護に至る前の生活困窮者の自立支援としての就労相談、情報提供や住宅を失った人への家賃補助などを行ってまいります。

小中学校施設の耐震化整備につきましては、小中一貫校の整備予定校を除き、平成27年度に全て完了いたします。子供たちの教育環境の改善のため、各小中学校のエアコン設置を計画的に早急に整備してまいります。

杷木地域の小学校統合整備につきましては、平成27年度に実施設計を行います。平成30年4月の開校に向けて、地域や建設準備委員会などの関係者との緊密な連携、協議を図りながら進めてまいります。

また、秋月の小中一貫校についても具体的な取り組みに入ってまいります。

平成27年度から教育委員会の制度が大きく変わります。従来の教育の政治的中立性などの基本的な部分はそのままに、今後は総合教育会議などにより教育施策の方向性を共有し、より強く連携を図りながら執行していくこととなります。また、いじめ問題などにも迅速に対応してまいります。

子ども・子育て支援新制度の対応として、認定こども園、小規模保育園及び事業所内の保育園に対する給付も行ってまいります。

新たに朝倉地域生涯学習センター内に朝倉地域人権啓発情報センターを設置いたします。より一層、人権尊重社会の醸成に努めてまいります。

第3は、環境を大切にするまちづくりです。

本市の恵まれた豊かな自然環境の保全とともに、引き続きスイゼンジノリなどの多様な生態系の保全に取り組んでまいります。

平成26年度において、市の重要な地域資源である水に関する調査研究及び総合的な水政策の検討に向けた水政策庁内検討委員会を設置いたしました。今後も地域の水資源の確保や水環境に関する施策の検討を行ってまいります。

平成27年度は担当課名をダム対策室から水資源政策課へ変更し、業務の拡充を図ってまいります。

北部九州の水がめとしての重要な役割を担っているダム周辺地を中心に、循環型の自然環境の保全と水源地としての涵養機能の向上を図っていくため、新たに水源かん養基金を活用した事業に取り組んでまいります。平成27年度では水源の森の整備、植林を守るための鹿ネット整備等を行ってまいります。

このほか、平成26年3月に見直し策定いたしました環境基本計画に基づき、循環型社会の構築を推進してまいります。

第4は、産業の盛んなまちづくりです。

地域の活力を高めるには、産業の活性化は不可欠であります。農林業では、引き続き土地改良事業や水利施設の保全、農村環境保全の事業推進、荒廃した森林の再生などのほか、担い手不足の対策や経営体の育成、耕作放棄地対策に取り組んでまいります。

また、農商工連携による生産から流通までが一体となった地域に根差した6次産業化の推進、特産品ブランド化推進協議会の設立による朝倉らしさを求めた特産品のブランド化や特産品の開発に対する補助などに取り組んでまいります。

そのほか、新たに特産品のブランド開発に係る機材等の補助や、高校生の提言の事業化になりますスイーツスタンプラリーを行ってまいります。

朝農跡地の農と憩いのエリアで暫定活用として取り組んでいます農業インキュベートにも就農機会の創出や付加価値の高い農業ビジネスモデルの実現など期待したいところです。

観光、交流につきましては、市内の多様な観光資源の魅力を積極的に内外に発信し、外国からの観光客を含めた交流人口の拡大や雇用機会の創出を図っていくため、インバウンド観光の取り組み、観光拠点におけるWi-Fiの環境整備とスマートフォンで市の観光情報を発信する観光アプリケーションの整備、外国語パンフレットの作成など、観光協会や事業所等と一緒に取り組んでまいります。

秋月町並みの環境整備については、平成27年度は側溝整備や車道のカラー舗装を行います。

新秋月郷土館につきましては、平成29年度のオープンに向けていよいよ施設の建設に入ります。交流人口の増加、市民の文化意識の向上、地域の活性化を図っていきます。

雇用対策につきましても、人口の社会減の抑制を図るため、引き続き産業政策マネージャーを中心に民間適地の掘り起こしを含めた企業誘致を推進してまいります。

また、若者の就業支援のほか、女性の就業支援も積極的に行ってまいります。

地域消費の喚起、地域経済の活性化としてプレミアム商品券発行部数及びプレミアム率の拡大を行います。

第5は、快適で住みよいまちづくりです。

インフラ整備においては、昨年12月に長年取り組んできました市道山田黒川線が開通いたしました。生活道路としてだけではなく、秋月から原鶴をつなぐ主要観光道路として、交流人口の拡大など地域の発展が期待されます。今後も引き続き、安全で利便性のある円滑な市道路の交通網の整備を行ってまいります。

生活環境の向上のための下水道整備につきましては、福田地区の筑後川中流右岸流域下水道への接続の可能性を調査し、浄化施設の長寿命化事業を行ってまいります。

そのほか、松の木団地の2期整備、中心市街地整備、千代丸堤線工事及び甘木公園の整備を行ってまいります。

また、ダム関連施設のインフラ整備につきましては、地元協議等をしっかりと調整し、計画的に取り組んでまいります。

公共交通網整備につきましては、交通空白地帯の解消を基本に、運行経費の見直しや運行ダイヤに配慮しながら、引き続き交通弱者への対策及びサービスレベルの平準化を目指してまいります。

第6は、市民サービスの向上と健全財政のまちづくりです。

平成28年3月で朝倉市が誕生して10年を迎えることとなります。これを記念して、百人一首大会などの各イベント、地域の催し物等への補助を拡充し、機運を盛り上げてまいります。

また、市民で組織する検討委員会を設置し、市民憲章や市の花、木などのシンボルについて検討していただき、平成28年3月に予定しています式典で披露する計画にしております。

今後、なお一層の一体感の醸成と全市民が1つになったまちづくりを推進してまいります。

福祉、生涯学習、防災、子育て、環境保全などさまざまな地域課題の解決に対し、市民と行政の役割の再構築と協働による地域の活性化が求められています。引き続き協働のまちづくりを推進していくため、コミュニティ補助金の使途対象の拡充を初め、地域コミュニティの自主的、主体的な取り組みに対し、一層の支援を行ってまいります。

定住化への取り組みとしましては、新たに定住を促すパンフレットの発行、宅地建物取引業協会との協定による市のホームページでの物件情報の紹介、3世代の同居ができ、または近居で暮らせるふるさとづくりのための住宅リフォームの補助、都市部や市外から朝倉市への移住を促進させるためのトライアルワーキングステイ事業等に取り組んでまいります。

ふるさと応援寄附金制度につきましては、単に特典合戦への参加ではなく、朝倉市を応援したいという本来の趣旨を踏襲してお礼品を充実いたします。

また、関西圏や首都圏へのPRを図っていきながら、より一層、朝倉に対する思いを持っていただけるよう努めてまいります。

公共施設利用の利便性向上として、引き続き図書館の祝日開館を行います。

また、これまでピーポート甘木及び朝倉・杷木地域生涯学習センターのみ施設の予約状況の閲覧及び電話または窓口による仮予約が可能でしたが、公共施設予約システムの拡充に取り組み、対象施設をフレアス甘木、サンライズ杷木及び甘木・朝倉・杷木地域の各体育施設まで広げ、これらの施設の予約状況の閲覧及びインターネットでの仮予約を可能にします。

広聴相談及び情報の発信につきましては、引き続き市長へのはがきや提言メールの受け付けを初め、こんにちは市長室やホームページの拡充を図ってまいります。

また、マスコミへの丁寧な情報の提供のほか、新たにSNSの活用を図るなど、市の情報を積極的に発信してまいります。

市税等、徴収率の向上につきましては、引き続きファイナンシャルプランナーによる生活改善の納税相談を重点とし、職員には納税相談のプランナーとしての一層の資質向上を図り、収納率の向上を目指してまいります。

また、昨年答申を受けました国民健康保険の健全な財政運営の取り組みにつきましては、医療費抑制への取り組みとあわせ、医療保険制度改革に沿って単年度に財政的な負担がかからないよう計画的に進めてまいります。

社会保障・税番号制度につきましては、平成28年1月から個人番号カードの発行を行います。今後も制度開始に向けたシステム改修、例規整備等について迅速で計画的な対応を図ってまいります。

市の組織につきましては、現在の懸案事業及び多様化する行政課題について迅速に対応できるよう総務部を再編いたします。また、今後も組織機構の見直しを行ってまいります。

以上、平成27年度の市政運営に対しましては、地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略と地域住民生活等緊急支援への取り組みを含めまして、私の基本的な考え方を申し上げました。

市税の伸び悩みや地方交付税の減少などの厳しい財政状況が予想される中、人口減少、少子化、高齢化などかつて経験したことない課題に直面しています。選択と集中の視点から市民の暮らしと安全を守るとともに、市の将来像の実現に資する効果的な事業を優先し、従来の縦割り行政ではなく、本当にそれが本市にとってよいのかどうかを考え、アウトソーシングを含めて既成概念を乗り越え、自立した地域をつくるという真の地方創生に向けた取り組みが必要です。

職員に対しては、各種の職員研修や行政評価による的確なPDCAサイクルの推進、人

事評価などの取り組みを通してさらなる資質の向上とともに、職員一人一人の仕事に対する姿勢、考え方に対して、より強く意識の改革を求めてまいります。そしてみずからが先頭に立ち、全職員一丸となって市の課題解決に臨んでまいります。

議員各位には重ねて御理解と御協力をお願い申し上げ、私の施政方針といたします。

(市長降壇)

○議長(手嶋源五君) 以上で、施政方針の説明は終わりました。

次に、議案等の上程を行います。

本日、市長から議案43件の送付を受けました。

これを一括上程し、市長に提案理由の説明を求めます。市長。

(市長登壇)

○市長(森田俊介君) それでは、本日提案いたしました議案につきまして、ただいまから提案理由の概要を説明いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

本定例会では、当初予算について12件、補正予算について9件、条例の廃止、改正及び制定について15件、計画の変更及び策定について2件、権利の放棄について1件、市道路線の認定について1件、一部事務組合規約の変更について2件、訴えの提起について1件、合計43件の議案を提案申し上げ、御審議をお願いする次第であります。

まず、当初予算につきまして説明申し上げます。

第1号議案平成27年度朝倉市一般会計予算につきましては、当初予算規模を291億円とし、対前年度6月補正後比29億7,258万7,000円、11.4%の大幅な増となっております。これは主に朝倉農業高等学校跡地活用推進事業、秋月郷土館建設費、水源かん養基金への積立金等によるものです。

それでは、一般会計の歳入の概要について説明申し上げます。

市税には、固定資産税の評価がえによる減少が見込まれることから、対前年度比7,471万1,000円、1.0%の減となりました。

次に、一般財源等の中で大きな割合を占める地方交付税及び臨時財政対策債は、国が示した平成27年度の地方財政計画では地方税の伸びが見込まれるため、地方交付税は、人口減少等特別対策事業費(仮称)が創設されるものの、対前年度比0.8%の減、臨時財政対策債は11.6%の減となっております。

本市においては、基準財政需要額において公債費の伸び等が見込まれるものの、他の需要額の減を見込み、対前年度比で地方交付税が2億2,720万円、3.1%の減など、臨時財政対策債が1億4,300万円、12.8%減となりました。このことから、歳入の根幹をなします市税、地方交付税、臨時財政対策債等の一般財源総額は5,891万1,000円、0.4%の減となりました。また、地方消費税交付金については、既に平成26年4月から税率改正が行われていますが、その改正による影響が通年ベースとなるため、対前年度比3億9,000万円、55.7%の増となっております。

次に、歳出の主な内容につきまして、目的ごとに概要を説明申し上げます。

まず、総務費は、朝倉農業高等学校跡地活用推進事業、水源かん養基金への積立金及び市議会議員選挙費の増等により11億4,515万8,000円、35.5%増の43億6,770万6,000円といたしました。

民生費は、子ども・子育て支援新制度に伴う保育園等への委託給付費の増等はあるものの、臨時福祉給付事業、子育て世帯臨時特別給付事業及び生活保護費の減等により8,379万1,000円、0.9%減の87億5,510万3,000円といたしました。

農林水産業費は、畜産競争力強化対策事業及びため池や農業用施設等を整備する農村環境整備事業の減等はあるものの、多面的機能支払交付金事業及び活力ある高収益型園芸産地育成事業補助金の増等により1億6,855万7,000円、12.0%増の15億7,309万2,000円といたしました。

土木費は、市街地活性化事業第2期事業、道整備交付金事業及び甘木公園整備事業の増等により12億2,932万7,000円、35.2%増の47億2,437万9,000円といたしました。

消防費は、広域消防費負担金の減等により1,927万7,000円、2.1%減の9億137万3,000円といたしました。

教育費は、小中学校の耐震化事業の減等はあるものの、秋月郷土館建設費及び中学校空調設置事業費の増等により6億9,441万5,000円、31.8%増の28億8,113万7,000円といたしました。

災害復旧費は、平成24年度に発生しました九州北部豪雨等による災害復旧事業経費の減により1億5,420万8,000円、66.7%減の7,694万円といたしました。

なお、詳細内容につきましては、予算審査特別委員会において担当職員から説明させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

次に、特別会計につきまして説明申し上げます。

第2号議案平成27年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計予算につきましては、対前年度比92万3,000円、9.6%減の885万1,000円といたしました。

第3号議案平成27年度朝倉市簡易水道特別会計予算につきましては、対前年度比227万9,000円、27.3%減の1,061万7,000円といたしました。

第4号議案平成27年度朝倉市国民健康保険特別会計予算につきましては、事業勘定におきまして、対前年度比9億794万2,000円、11.4%増の88億9,716万3,000円といたしました。

直営診療施設勘定におきましては、対前年度比1,509万円、5.2%減の2億7,434万3,000円といたしました。

第5号議案平成27年度朝倉市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、対前年度比5,518万3,000円、6.6%増の8億9,472万3,000円といたしました。

第6号議案平成27年度朝倉市介護保険特別会計予算につきましては、保険事業勘定におきまして、対前年度比1億7,020万5,000円、3.0%減の55億2,961万2,000円といたしました。

た。

介護サービス事業勘定におきましては、対前年度比38万4,000円、1.7%減の2,251万3,000円といたしました。

第7号議案平成27年度朝倉市下水道事業特別会計予算につきましては、市全域の汚水処理構想の見直しを行うこと等により、対前年度比9,494万3,000円、4.2%増の23億7,881万6,000円といたしました。

第8号議案平成27年度朝倉市農業集落排水事業特別会計予算につきましては、対前年度比203万7,000円、0.5%減の4億2,050万8,000円といたしました。

第9号議案平成27年度朝倉市個別排水事業特別会計予算につきましては、対前年度比1,336万8,000円、4.7%増の2億9,844万1,000円といたしました。

第10号議案平成27年度朝倉市工業用地造成事業特別会計予算につきましては、前年度と同額の46万円といたしました。

次に、第11号議案及び第12号議案につきましては、企業会計予算に関する議案であります。

第11号議案平成27年度朝倉市工業用水道事業会計予算につきましては、業務の予算量として年間549万立方メートルを給水することとし、これに伴う予算は収益的収入及び支出において、収入1億4,411万9,000円、支出に1億2,135万7,000円を計上いたしております。

また、資本的収入及び支出につきましては、キリンビール福岡工場の工業用水道管更新事業の実施設計を行うこととし、収入に1,027万8,000円、支出に7,313万1,000円を計上いたしておりますが、不足額は過年度分損益勘定留保資金等で補填しようとするものであります。

第12号議案平成27年度朝倉市水道事業会計予算につきましては、業務の予定量として、年間276万2,438立方メートルを給水することとし、これに伴う予算は、収益的収入及び支出において、収入に6億349万円、支出に5億2,832万8,000円を計上いたしました。

また、資本的収入及び支出においては、収入に5,326万7,000円、支出に3億6,921万円を計上いたしておりますが、不足額は過年度分損益勘定留保資金等で補填しようとするものであります。

次に、第13号議案から第21号議案までの補正予算に関する議案につきまして説明申し上げます。

第13号議案平成26年度朝倉市一般会計補正予算（第4号）につきましては、国の補正予算に係る主なものとして、地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金事業、杷木中学校の特別教室等増築事業、防火水槽設置事業等が補助事業の対象となったこと、国の補正予算ではありませんが、小中学校施設の耐震化事業等が補助事業の対象になったこと、公債費を繰上償還すること、国民健康保険特別会計への赤字補填繰出金等に伴い補正するものでありまして、補正の額は、歳入歳出それぞれ5億4,848万3,000円を追加し、予算総額を

271億9,512万2,000円といたしました。

第14号議案平成26年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）につきましては、平成25年度決算に伴う繰越金を財政調整基金へ積み立てる経費について補正するものでありまして、歳入歳出それぞれ270万円を追加し、予算総額を1,247万4,000円といたしました。

第15号議案平成26年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、事業勘定において前年度の一般被保険者療養給付費の確定等に伴い、国、県への返還金や一般会計からの赤字補填繰入金等を補正するものでありまして、補正の額は、歳入歳出それぞれ8,627万1,000円を追加し、予算総額を87億7,219万3,000円といたしました。

第16号議案平成26年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、後期高齢者医療広域連合に対する医療費負担金の減額等に伴い補正するものでありまして、補正の額は、歳入歳出それぞれ1,029万1,000円を減額し、8億5,083万6,000円といたしました。

第17号議案平成26年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、保険事業勘定において、社会保障・税番号制度に伴うシステム改修経費について繰越明許費を設定するものであります。

第18号議案平成26年度朝倉市下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、規定経費の減額等に伴い補正するものでありまして、補正の額は、歳入歳出それぞれ1億7,211万4,000円を減額し、予算総額を21億1,175万9,000円といたしました。

第19号議案平成26年度朝倉市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、規定経費の減額に伴い補正するものでありまして、補正の額は、歳入歳出それぞれ1,060万円を減額し、予算総額を4億1,194万5,000円といたしました。

第20号議案平成26年度朝倉市個別排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、規定経費の減額に伴い補正するものでありまして、補正の額は、歳入歳出それぞれ1,900万円を減額し、予算総額を2億6,607万3,000円といたしました。

第21号議案平成26年度朝倉市水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、資本的収入及び支出におきまして、来春一ツ木線ほか配水管布設工事の減工及び留保資金の活用により基本的収入を1億814万5,000円減額し、収入合計を5,033万4,000円とし、資本的支出を4,800万円減額し、支出合計を2億6,490万2,000円といたしました。

次に、第22号議案朝倉市山村広場条例を廃止する条例の制定につきましては、朝倉市上秋月山村広場を廃止したいので、この条例を制定しようとするものであります。

第23号議案朝倉市行政手続条例の一部を改正する条例の制定につきましては、行政手続法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、行政指導の中止等の求め等について定める必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第24号議案組織機構の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、

組織機構の見直しを実施すること等に伴い、規定の整備を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第25号議案地方教育行政の組織及び運営に関する条例の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第26号議案朝倉市学童保育所条例の一部を改正する条例の制定につきましては、学童保育所の保育料及び開所時間の統一を図ること並びに福田学童保育所を公の施設として設置すること等に伴い規定の整備を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第27号議案朝倉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成27年度から平成29年度までの介護保険料及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条に規定する介護予防日常生活支援総合事業等に関する経過措置を定める必要があるため、この条例を制定しようとするものであります。

第28号議案朝倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令により、指定地域密着型サービスの事業の人員、施設及び運営に関する基準の一部が改正されることに伴い規定の整備を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第29号議案朝倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律により介護保険法の一部が改正されること及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令により指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正されることに伴い規定の整備を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第30号議案朝倉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令により指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正されることに伴い規定の整備を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第31号議案朝倉市火葬施設条例の一部を改正する条例の制定につきましては、火葬場の

使用料について、市内居住者及び東峰村の居住者の使用料を適用する要件を定めたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第32号議案朝倉市杷木農林産物処理加工施設条例の一部を改正する条例の制定につきましては、農産物の加工・開発施設である朝倉市杷木農林産物処理加工施設の有効利用を図るため、使用料等について定めたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第33号議案朝倉市多目的施設原鶴振興センター条例の一部を改正する条例の制定につきましては、使用料において10円未満の端数が生じた場合の取り扱いについて定めたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第34号議案朝倉市立保育所条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、規定の整備を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第35号議案朝倉市水源かん養基金条例の制定につきましては、水源地域における水源涵養機能の向上及び水源保全を図るための基金を設けたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第36号議案朝倉市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定につきましては、企業誘致を推進するに当たり、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定により、同意企業立地重点促進区域における製造業等に係る工場または事業場の緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項を定めたいので、この条例を制定しようとするものであります。

次に、第37号議案朝倉市過疎地域自立促進計画の変更につきましては、朝倉市過疎地域自立促進計画を変更するに当たり、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

第38号議案朝倉市子ども・子育て支援事業計画の策定につきましては、平成27年度から平成31年度までを計画期間とする朝倉市子ども・子育て支援事業計画を策定するに当たり、朝倉市議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

第39号議案権利の放棄につきましては、不納欠損処理を行うに当たり、委託費に係る請求権を放棄することについて、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

第40号議案市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、第41号議案福岡縣市町村職員退職手当組合規約の変更につきましては、平成27年4月1日から有明広域葬祭施設組合が名称を変更することに伴い、福岡縣市町村職員退職

手当組合同規約を変更する必要があるため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

第42号議案久留米市外三市町高等学校組合同規約の変更につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、久留米市外3市町の高等学校組合同規約を変更する必要があるため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

最後に、第43号議案訴えの提起につきましては、老人保護措置費扶養義務者に負担金請求の訴えを提起する必要があるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、本議案は、市が簡易裁判所へ支払い督促の申し立てを行ったところ、債務者から督促異議の申し立てがされたため、民事訴訟法第395条の規定により訴訟に移行するものでありまして、急を要するため、本日での議決をお願いするものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、いずれも今後の市政推進上重要な案件でありますので、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決いただきますようお願い申し上げます。

なお、今会期中、人事案件につきまして追加提案申し上げ、審議をお願いする予定でありますので、あらかじめ報告申し上げます、御了承いただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長(手嶋源五君) 補足説明があれば承ります。総務部長。

○総務部長(井上博之君) まず第2号議案であります。対前年度比は92万3,000円ですが、対比、9.4%減ということであります。

それから第3号議案であります。これも対前年度比ですが、これも27.3%減というふうに申したようではありますが、27.3%増であります。

それから第11号議案です。業務の予算というふうに申し上げたように思います。予定量ということでお願ひします。

それから35号議案、水源かん養基金条例関係ですが、目的は水源地における水源涵養機能の向上及び水質保全を図るための基金でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長(手嶋源五君) ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、以上で提案理由の説明は終わりました。

なお、ただいま提案されました第43号議案を除く議案の質疑は、3月3日の本会議において行います。

お諮りいたします。

第1号議案については、予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、本件については予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く19名の皆さんを指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名されました19名の皆さんを予算審査特別委員に選任することに決しました。

お諮りいたします。

第43号議案につきましては緊急を要しますので、これより質疑を行い、委員会付託の上、直ちに本会議において採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

議案考案のため、暫時休憩いたします。その場でお願いをいたします。

午前10時55分休憩

---

午前10時56分再開

○議長(手嶋源五君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議案の質疑に入ります。質疑は、申し合わせにより同一議題について3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第43号議案訴えの提起についてを議題といたします。質疑はありませんか。6番中島秀樹議員。

○6番(中島秀樹君) 理由は議案書に書いてあるんですけども、ちょっと済みません、私がよく理解できませんので、もう少し詳しい説明といいますか、情報をいただけたらと思います。

○議長(手嶋源五君) 介護サービス課長。

○介護サービス課長(宮地ミドリ君) 今回、老人保護措置費の扶養義務者負担金という分の滞納分の訴えの提起でございます。

老人保護措置費というのが養護老人ホームに措置入所を市がいたしております分でございます。生活に困窮したり、あるいは虐待、あるいは経済的理由等々から市が措置するものでございます。そのうち入所に当たっては扶養義務者、入所者あるいは、それと扶養義務者、入所当時に入所者の方と同じ世帯にあった方から負担金を徴収いたします。

今回訴えの提起をいたしておりますのは、扶養義務者のほうの負担金を請求するものでございまして、滞納額については26万7,000円程度でございます。これ扶養義務者負担金

というのが滞納分を回収するのが市民税のように差し押さえができない非強制徴収公債権でありますので、裁判の手続によって差し押さえ等、強制執行ができるように債務名義の取得をとることが必要になります。

それで今回幾つか裁判の手続がございますが、今回は支払いの督促の申し立てを行いました。この支払いの督促申し立てというのは、書面等を簡易裁判所のほうに提出して、簡易な手続で債務名義の取得ができるという通常訴訟よりも簡単な手続ということですが、それで行いました。支払い督促をしました後に本人に通知しまして、本人のほうから異議申し立てがございましたので、異議申し立てがあれば通常訴訟に移行しますので、議会の議決が必要となります。支払い督促自体は議会の議決は必要ございませんが、通常訴訟に移行すれば議会の議決が必要になりますので、今回議案を上程させていただいたとでございます。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

次に、議案の委員会付託を行います。

ただいま議題となっております第43号議案は環境民生常任委員会に付託します。御了承願います。

常任委員会開催のため、暫時休憩をいたします。

午前11時零分休憩

---

午前11時40分再開

○議長（手嶋源五君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員会付託中の議案について、別紙配付のとおり審査結果報告書が提出されました。よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、環境民生常任委員会に付託していた第43号議案を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

（環境民生常任委員長 柴山恭子君登壇）

○環境民生常任委員長（柴山恭子君） ただいま議題となりました第43号議案につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

第43号議案訴えの提起についてであります。本件は、老人保護措置費扶養義務者に負担金額請求の訴えを提起する必要があるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求められているものです。

執行部の説明によりますと、滞納額は平成19年度から平成21年度まで、3年間の負担金

中26万7,000円で、再三の請求、分納契約等にもかかわらず、計画どおり履行されないため、甘木簡易裁判所に支払い督促申し立てを行ったとのことでした。

しかし、その後、相手方である扶養義務者から異議申し立てがあり、通常訴訟へ移行したため、議会の議決が必要となったものです。

審査に当たりましては、まず相手方の異議申し立て内容についての質疑がありました。異議申し立てがあった場合、裁判所が内容を審査し、支払い督促から通常訴訟へ移行することになりますが、今回は裁判所の職権で調停をすることが決まっているとのことでした。裁判所から送付された相手方の異議申し立て書には、市が提出した支払い督促内容に間違いはないが、言い分があるとされているとのこと、その内容については、調停の中で審理されるとの答弁がありました。

また、費用についての質疑がありました。支払い督促は手数料等の申し立て手続費用が3,400円程度と少額で、法的手続ができるメリットがあるとのことでした。その後、通常訴訟に移行することで収入印紙代等4,500円程度の手数料を追納することになりますが、訴訟を弁護士に委任すれば、その委任費用が別途必要となるとの答弁がありました。

そのほか、回収の見通しについての質疑があり、それについては相手方に支払い能力があると判断し、支払い督促を申し立てているものの、調停の段階にならないと相手側の状況がわかり得ないが、全額回収に向けて努力していきたいとのことでした。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論であります。何とぞ本会議におかれましては、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

(環境民生常任委員長 柴山恭子君降壇)

○議長(手嶋源五君) 以上で、環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

それでは、第43号議案訴えの提起についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第43号議案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

あらかじめお伝えいたします。次回27日の本会議は、一般質問の1人当たりの持ち時間を70分とすることによりまして、特別に午前9時30分より繰り上げて開会いたしますこととなります。

以上でございます。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時46分散会